

平成 21 年 6 月 8 日
株式会社クリード
管財人 宗吉敏彦

更生計画案の提出期間の伸長に関するお知らせ

弊社は平成 21 年 1 月 31 日付にて東京地方裁判所より会社更生手続開始の決定を受けており、開始決定において管財人が更生計画案を提出すべき期間が平成 21 年 6 月 8 日までとされておりました。

しかしながら、更生計画案に関する関係者との協議が継続しており、かかる協議に時間が必要であることから、裁判所の決定により、管財人が更生計画案を提出すべき期間が平成 21 年 7 月 8 日まで伸長されましたので、お知らせいたします。

ご不明な点等については以下までお問い合わせください。

株式会社クリード 管財人室
TEL : 03-6214-5507

以上